

平成30年6月25日（月）

於・特許庁庁舎7階共用会議室

産業構造審議会第11回知的財産分科会 議事録

特許庁

1. 日時・場所

日時：平成30年6月25日(月曜日)15時00分～17時00分

場所：特許庁7階共用会議室

2. 出席委員

五神分科会長、久貝委員、正木様（小林委員代理）、小松委員、鮫島委員、設楽委員、柴田委員、田川委員、田原委員、浜口委員（※浜は「傍に眉が含まれているハマ」）、林いづみ委員、林千晶委員、平田委員、萩原様（御供委員代理）、宮島委員、早稲田委員、渡邊委員

3. 議題

特許行政が直面する課題

目 次

1、開 会	2
2、配付資料の確認等	2
3、特許庁長官挨拶	4
4、議 事	5
5、閉 会	39

開 会

○今村企画調査課長 定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会第11回知的財産分科会を開会させていただきたいと思えます。

本日は御多忙の中、御出席を賜りましてありがとうございます。

事務局を担当いたします企画調査課、今村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事進行につきましては、五神分科会長にお願いしたいと思えます。

先生、お願いいたします。

配布資料の確認等

○五神分科会長 座長の五神です。

それでは、お手元の議事次第にありますとおり、本日は、特許行政が直面する課題について、事務局より御説明をいただき、委員の皆様にご議論いただきたいと思います。

それではまず、議題に移る前に、新たな委員の御紹介、委員の出欠状況及び定足数等について、事務局から御説明をお願いいたします。

○今村企画調査課長 ありがとうございます。

初めに、前回の分科会以降、新たに本分科会の委員になられた方につきまして御紹介をさせていただきます。一言だけ御挨拶を頂戴できれば幸いです。

株式会社ドワンゴ取締役CFO、小松百合弥委員。

○小松委員 小松と申します。よろしくお願いいたします。

まだまだ勉強しなくてはいけないことがたくさんあると思えますので、御指導よろしくお願いいたします。

○今村企画調査課長 続きまして、創英国際特許法律事務所副会長、設楽隆一委員。

○設楽委員 昨年1月に知的財産高等裁判所所長を定年で退官しまして、現在、弁護士でございます。設楽です。よろしくお願いいたします。

○今村企画調査課長 株式会社Takram代表取締役、田川欣哉委員。

○田川委員 初めまして、田川と申します。

特許庁のデザイン経営の委員会に取りまとめをさせていただくことで、こちらに参加さ

せていただいております。イギリスのロイヤル・カレッジ・オブ・アートという大学の客員教授もしております。

皆さん、よろしくお願いいたします。

○今村企画調査課長 国立研究開発法人科学技術振興機構理事長、濱口道成委員。

○濱口委員 J S Tの濱口です。どうぞよろしくお願いいたします。

3年ほど前まで名古屋大学の総長をしておりましたが、現場におり、大学発の特許の弱さというのを実感しております。J S Tへ移って、隣の国の状況を調べてみて愕然としておりました、これは大変だなと尻に火がついて、いろいろ考え始めているところです。ここでしっかり勉強させていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○今村企画調査課長 株式会社ロフトワーク代表取締役、林千晶委員。

○林（千）委員 こんにちは、林です。

数年前から意匠制度小委員会で意匠法がどうあるべきかという議論に参加させていただき、直近では、田川さんと宗像長官と一緒に、デザイン経営と意匠制度というものに関して、産業競争力との関係を討議しています。

よろしくお願いいたします。

○今村企画調査課長 また、株式会社ユーグレナ代表取締役社長、出雲充委員、株式会社経営共創基盤代表取締役CEO、富山和彦委員につきましては、本日は御都合により御欠席という御連絡を頂戴しております。

以上の7名の方に新たに委員に御就任いただきました。よろしくお願いいたします。

それから、本日は、小林委員の代理としまして、株式会社三菱ケミカルホールディングス、正木泰子知的財産部長、御供委員の代理としまして、日本知的財産協会、萩原恒昭副会長。

○御供委員代理（萩原氏） 萩原でございます。

○今村企画調査課長 それぞれに御出席いただいております。

それから、所用のため、鮫島委員は本日途中からの御参加、田原委員、林いづみ委員は途中退席という御連絡をいただいております、君嶋委員、竹中委員、春田委員、御供委員、渡部委員は、本日は御都合により御欠席という御連絡を頂戴いたしております。

この結果、議決権を有する22名の委員のうち過半数を超える14名の委員に御出席をいただいておりますので、産業構造審議会令第9条に基づき、本日の分科会は成立となります。

お手元の資料につきましては先ほど御確認いただきましたが、もし足りないものがありましたら御連絡ください。

タブレットを使いまして本日御説明させていただきますが、途中で操作についてお困りの場合には、手を挙げていただければスタッフが対応します。よろしくお願いいたします。

それから、本分科会の公開につきましては、一般の方々の傍聴を認めるということとしまして、特段の事情がある場合を除きまして、会議後に議事録を特許庁のホームページにおいて公開いたします。

議事録に関しましては、皆様に後日、内容を御確認いただきたいと存じます。

御発言の際には、お手元のマイク、スイッチを入れていただきまして御発言いただき、終わりましたらマイクをオフにさせていただくように、よろしくお願いいたします。

○五神分科会長 ありがとうございます。

御挨拶が遅れましたが、東京大学の五神です。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、宗像特許庁長官から一言御挨拶をいただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

特許庁長官挨拶

○宗像長官 特許庁の宗像でございます。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。今回から御参加いただく7名の先生方、どうぞよろしくお願いいたします。

この分科会は1年ぶりに開催されるわけでございますけれども、日本を取り巻く状況はこの1年の間にも大きく変わっております。

特に、先ほど、濱口先生からも御指摘ありましたけれども、中国の変化のスピード感、知財強国、イノベーション強国に向けて、国を挙げて取り組む一体感には目を見張るものがあります。量的に拡大するだけでなく、世界のイノベーションを牽引する、そういう面が出てきた。その質的な変化が大変なスピードで進行しているのだと思います。

また、世界の産業の主戦場が、データ・ネットワーク・AIを組み合わせたサービスの領域に急速に移ってきております。このような第四次産業革命に対応しまして、経済産業省はこの国会に不正競争防止法等の一部を改正する法律案を提出いたしました。データの不正取得等に対する差止めを創設する、あるいは、弁理士の方々がデータの利活用に積極

的にかかわれるようにする、中小企業向け特許料金を一律半減するといったものでございまして、先月の23日に成立したところでございます。

同じ日に特許庁は、先ほど、田川先生、林先生から御紹介いただいたデザイン経営宣言というものを出示しました。ユーザーを徹底的に観察して、本人も気づかないニーズを見つけて、これまでの成功体験にとらわれない新しい着眼点と、それから、まずやってみて、結果を見ながらどんどん精度を上げていくという手法で、仕事の仕方を変え、スピードを上げて新しい価値を生み出すということがデザインの力だということでございます。

私たち特許庁でも、顧客目線で特許庁のサービスを追体験してみるというカスタマージャーニーという取組を始めたところでございます。参加した職員からは、これまでユーザーフレンドリーと言いながらやってきたことが、実はそうでもなかったという感想を聞いております。かけ声だけではなくて、意識の底から顧客ファーストになる、そして、真にイノベーションフレンドリーになる、そのためにデザイン経営を実践し、これまでの特許庁から変わらなければいけないと、そう考えております。そして、特許庁を越えて、日本の知財システム全体も顧客視点で変わっていく必要があると思います。

今日の分科会では、日本の知財システムの魅力を高めるためにはどうしたらよいか、日本で新しいイノベーションを生み出すベンチャーや大学、そして中小企業をどのように支援するのがよいのか、その中で特許庁は何をすべきなのか、そういった点を御議論いただきたいと思っております。本質的な課題の解決策が特許庁の従来の役割を越えるものもたくさんあると思います。そういうものは政府全体として実現できるように問題提起してまいります。これまでのように事務局からの報告を中心とするのではなくて、事務局は議論の材料をお示しして、委員の皆様自由に自由闊達な御議論をいただくことを中心にしたいと思います。どうか忌憚のない御意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

議 事

○五神分科会長 ありがとうございます。

それでは早速、議事に入りたいと思います。

本日の議題、特許行政が直面する課題について、まず事務局より御説明いただき、その後、御議論いただきます。

事務局からの説明をお願いいたします。

○今村企画調査課長 ありがとうございます。

お手元のタブレット、資料1と書いてある資料ですが、特許行政が直面する課題、こちらについて、簡単に事務局の方から御紹介をさせていただきたいと思います。

まずは、全体ですけれども、本日は大きく4つに分けてお話をさせていただきたいと思います。

次のページ、3ページ目でございます。こちらは各国の研究開発ということでデータをお示ししておりますが、見ていただくとわかるように、中国の研究開発への投資が急速に伸びてきているということで、直近のデータでは、米国、中国という形になって、世界第2位になっております。

4ページ目ですが、次は各国の発表論文数ということでございますが、こちらも中国からの論文数が急速に伸びてきています。先ほど、濱口先生の方からもありましたが、米国に次いで今や第2位の論文の発表数になっているということでございます。

5ページ目、こちらは国際共同研究の動向ということでございます。2003年と2015年を比べておりますが、この丸の大きさが共同の論文数ということになります。丸が大きければ大きいほど論文数が多く、それぞれをつないでいる線、こちらが共同研究ということになります。太ければ太いほどその国とのつながりが太いということでございます。2003年、2015年を比べていただきますと、中国がやはり大きく伸びてきています。また、それぞれの国のつながりを見ても、線が太くなってきているということが見てとれます。

6ページ目ですが、プラットフォーマー、コンサル、金融、こういったところの企業がデザインファームをどんどん買収してきている。これは後ほどご説明します、デザイン経営、デザインの重要性といったところにつながってきますが、欧米のプラットフォーマーやコンサル、金融、こういったところがどんどんデザインファームを買収してきているという動きがあります。

7ページ目では、デザイナーがベンチャーキャピタルの幹部として、入ってきているということをお示ししております。そのデザイナーがベンチャー企業への投資決定に参画するというので、まさにデザインの視点を持った、こういった方たちがベンチャーの世界にもどんどん入ってきているということでございます。

8ページ目、欧米の著名なビジネススクールですけれども、ここにあります「ビジネスウィーク」、それから「フィナンシャルタイムズ」、こういった雑誌の中でも取り上げら

れているようなビジネススクールの上位ランキング、トップ10で並んでおります。青色をつけてあるところは、まさにこういった大学の中でデザインサークルが存在するビジネススクールということで、このトップ10のビジネススクールでもデザインに関する意識が高いということです。こういった大学は、ここには示しておりませんが、中国からの留学生も非常に多いということで、先ほども申しましたとおり、中国の影響がこういったところにも出てきているということでございます。

9ページ目、一方、特許出願といった観点で見ますと、やはり中国が今世界ナンバーワン、138万件の特許を出しているということでございます。日本は大体32万件程度で横ばいということでもあります。

10ページ目です。こちらは国際特許出願、PCTですけれども、2012年、2017年を比べております。2012年を見ていただきますと、日本企業がまだトップ20の中に入っていたのですが、2017年を見ていただきますと、日本企業は下の方に下がっていき、その代わりに中国企業が上の方に上がってきているというところを見てとることができます。

11ページ目、これは、各国における国外、外国からの特許出願件数といったものを分析したのですが、2008年を100としたときの、各国への外国からの出願件数がどのようになっているかというものを示しております。どの国も2009年にはリーマンショックで一旦出願が落ちているのですが、その後、海外からの出願は回復してきております。ただし、日本だけはリーマンショック前の出願件数に届いていません。

それから、12ページ目でございますが、こちらは海外出願人にとっての日本の位置づけということで、上側のブルーの部分ですけれども、こちらは日・米・欧・中に出願している出願件数、出願数を、下側の黄色い部分が、米・欧・中には出願しているが、日本にのみ出願していないものの割合を示しております。見ていただきますと、米・欧の出願人は日本にのみ出願をしていない、いわゆるジャパンパッシングのようなものが起こっているのではないかというふうに見てとれます。

13ページ目は、もう少しミクロで見たものですが、米国企業、それから韓国企業、ドイツ企業、こういったそれぞれの企業で見ても、この黄色の部分が増えています。つまり、日本には出願しない特許が増えてきている、ジャパンパッシングのようなものが起こっているのではないかという懸念が生じます。

それから、14ページ目、15ページ目にいきまして、主要国の特許審査官の人数ということでございます。先ほど、出願件数を申し上げましたが、それを審査する審査官の体制と

いうところを見ても、中国は現在約1万人、それから、2018年は1万6,000人にするということを言っております。米国も、やはり1万人弱です。日本は1,700人という体制です。

16ページ目、そのような中、日本の特許審査期間というのは順調に短縮しております。見ていただきますと、大体ファーストアクション、一次審査までが9.3月、最終までが14月となっております。審査官の1人当たりの一次審査件数を見ても、日本は大体200件、アメリカ、中国、欧州に比べますと約3倍です。こういったところを審査官1人当たりが処理しているということでございます。

17ページ目、一方、特許審査に関する質ということでございますが、比較的満足度は高いということで、皆様には満足・比較的満足と言っております。ただし、他国と比べますと、EPOがやはり一番、世界トップになっていまして、JPOは第2位ということで、この辺はまだまだ質を高めていく余地があると考えております。

18ページ目、このような中、やはり審査業務をより効率的に、それから質の高いものにするために、AIの導入というのを検討しております。AI導入は各国の知財庁でも取り組んでおりますが、いち早く日本国特許庁でも実現をしていこうと考えております。さらに言いますと、霞が関の中でもAIのリード官庁としてやっていきたいと考えております。

19ページ目、日本起点の権利化ネットワークということで、日本で早く、強い権利を取っていただいて、これをPPH、特許審査ハイウェイに乗せて、世界でも同じように強い権利、強いポートフォリオを築いていただきたいと考えています。こういったところで、まだまだ特許庁が努力する必要があるのではないかと考えております。

20ページ目は、今申しました特許審査ハイウェイが着実に伸びてきているということで、今後のターゲットとしては、やはりインドなどが日本企業の皆さんの期待や要望が大きいと思っておりますので、努力したいと考えております。

それから、21ページ目は国際審査協力ということで、なんといっても審査官、人が重要ですので、審査官どうしが交流することによって、世界的な審査の質、レベルというのを上げていきたいと思っております。

22ページ目、こちらは訴訟に関してですが、事業者に向けたアンケートになります。「IAM」という雑誌が行ったアンケートでございますが、費用をかけても訴訟を行う価値がある国はどこかというものでございます。米国、ドイツが1位、2位となっており、何と日本は0%ということで、全く人気がないという結果となっております。

それから23ページ目、こちらは主要国の知財訴訟件数ということで、こちら中国、米

国の訴訟件数が非常に多いです。それに比べ日本というのは件数が少ない状況です。こういったデータをどう見るかということでございます。

それから、24ページ目ですが、原告の勝訴率ということで、日本では裁判しても原告が勝訴する率が低いという指摘もございます。

左の上のグラフですけれども、少し古いデータですが、日本での勝訴率は、23%となっています。

一方、右側のグラフですが、和解までを見ると原告が実質的に勝訴になっているようなものも多くあるのではないかとということです。右側の赤い矢印で書いている部分が和解で、金銭給付条項といった条件つきで原告が勝ったような割合ということでございます。

一方、訴訟で得られる利益よりも訴訟にかかる費用が高くて、結局泣き寝入りさせざるを得ないといった中小の声もあるということでございまして、このあたりをどう考えていくかということでございます。

25ページ目、これは各国の損害額の認容額を示したのですが、日本は、ここにありませんピンクの部分ということになり、2,300万~2,400万ぐらいということでございます。ほかの国に比べると、それほど低くないなという印象もありますが、中国、韓国は今、訴訟制度の改革をしております、今後は高くなっていくのではないかとという予想もあります。

それから、米国は非常に高いのですが、右側を見ていただきますと、裁判官、それから陪審員の認容額で比べますと、裁判官は非常に日本の判決に近いようなものがあるということで、高いのは陪審員の影響があるのではないかとという指摘がございまして。

26ページ目ですが、今回の制度改正で、証拠収集手続の強化ということで、一つ、訴訟制度について、こういった法改正をしております。必要な書類かどうかといったところについても、インカメラ手続を可能とすることで、より証拠書類提出命令がかけやすくなりました。

それから、27ページ以降ですが、標準必須特許の増加ということでございます。見ていただきますと、5G時代に向けて、標準必須特許が増えてきています。

28ページ目を見ていただきますと、まさに標準必須特許をめぐるまして、いろいろな紛争が世界各地で発生してきています。

29ページ目ですが、これは昨年の分科会でも話があったかと思いますが、標準必須特許に関しては、実施権を強制的に設定する、いわゆる裁定制度を盛り込んではどうかということでした。これは特許庁でもいろいろな方にヒアリングをしたり、海外企業と意見交換

をした中で、その導入は困難ではないかという結論に達したところでございます。

30ページ目ですが、それでは、どう解決するかということでございまして、ここにありますように、必要な視点としては、権利者と実施者のバランスをしっかりとらなければいけないということです。それから、先ほども申しましたとおり、国内だけで解決してもしようがないということで、迅速かつグローバルな解決が必要であります。それから、予見可能性や安定性も必要ではないかということで、世界各国の判例等を研究しながら、しっかりした手引を作る必要があるのではないか、判定制度を活用して、標準必須特許かどうかということを判断するような仕組みが必要ではないかということでございました。

31ページ目にいきまして、最終的にライセンス交渉に関する手引というのを作って、6月に公表しております。現物はお手元に紙で印刷しております。

32ページ目にいきまして、まさにこの手引策定のプロセスということですが、昨年の秋ぐらいから始めまして、国内外からいろんなインプットをいただきました。最初に50件ぐらいのインプットをいただきまして、その後、パブリックコメント、国際シンポジウムを経て、最終的に、この4月10日にパブリックコメントを締め切りました。ここでも国内外から50件ほどのコメントをいただきました。それを特許庁の方で精査しまして、有識者とも意見交換をさせていただいて、6月5日に公表いたしました。

33ページ目ですが、先ほども言いました、標準必須特許に係る判定ということで、こちらは今年の4月1日から開始しております。現在のところ請求は0件ということでございます。

それから、34ページ目ですが、日本における国際仲裁の可能性ということで、やはり、世界で同時多発的に発生するような、国際標準必須特許に関する紛争を一時的に解決でき仕組みも必要ではないかということで、国際仲裁といったところに注目しております。

ただ、日本企業の皆様より、国際仲裁になかなか詳しくないという方もいるというご指摘をいただきましたので、この6月29日、東京大学で模擬国際仲裁というのを行います。今、800名ほど参加をいただいているところでございます。

それから、35ページ目以降ですけれども、顧客開拓というタイトルをつけております。

中小企業、大学、ベンチャーへの支援ということでございますが、36ページ目は、中小企業の特許出願の割合でございます。日本は徐々に増えてきてはいるものの、米国・欧州は約3割といったところを見ると、まだまだ日本の中小企業はポテンシャルがあるのではないかと考えております。

参考までに、右には中国の国家発展改革委員会の秘書長のコメントが書いてありますが、中国では、発明専利の70%以上を中小企業が出しているのだという話もありまして、日本の中小企業をまだまだ応援したいと考えております。

37ページ目ですが、その第一弾としまして、今年の法改正で特許料等を半額にいたしました。今まで赤字等いろいろな条件があったのですが、全ての中小企業の皆さんに使っていただけるように、対象を広げました。

それから、手続につきましても、自分が赤字の企業だとか証明する手続が煩雑だという御意見もございましたので、簡素化させていただきました。ますます中小企業の皆さんの特許出願をお待ちしているということでございます。

38ページ目ですが、中小企業の皆様に対しましては、各フェーズにおいていろいろな支援を行っております。それを支えるように、知財総合支援窓口であったり、産業財産権専門官等で支援をしております。

39ページ目ですが、まさに去年の7月に、I N P I T関西ということで、大阪のグランフロント大阪にI N P I Tの近畿統括本部というのを置かせていただきました。こちらでは、出張面接であったり専門的なアドバイスを受けたりすることができるサービスを行っております、徐々に利用も増えてきているということです。

それから、先日発生しました大阪の地震ですけれども、これに関しては、特許庁のホームページでも救済の措置をいち早く掲載させていただきました。

40ページ目ですが、I N P I Tの総合支援窓口、これは全都道府県に置いておりますが、そちらだけではなく、関連のところと連携をしながらアドバイス、支援を行っております。

41ページ目にいきまして、こちらは各国のベンチャーへの投資ということでございます。見ていただきますと、米国が非常に高いです。米国のベンチャーに投資が集まっているというのは御想像のとおりかと思いますが、ご注目いただきたいのは赤い部分、中国へのベンチャー投資が非常に集まってきているという点です。特に右側を見ていただきますと、フィンテックや自動運転など、最先端技術のベンチャーにお金が集まってきています。一方、日本は低いというところが一つの懸念でございます。

42ページ目ですが、これは先日、アメリカに出張したときに、いろいろなベンチャーやキャピタルの方のお話を聞いたのですが、在米のベンチャーキャピタルが言っていたのは、知財というのはベンチャー企業にとっては本当に重要なのだということです。特に差別化を図る手段でもあり、知財の訴訟になれば、あっという間にベンチャーは死んでしまうの

だということで、ベンチャーにとっての知財の重要性を指摘されておられました。

43ページを見ていただきますと、一方、日本はどうかということでございまして、例えば、ベンチャーの創業当初の知財意識というデータでございしますが、ITでは12%、知財が命の医薬・バイオのベンチャーにしてみても45%ということで、まだまだベンチャーの知財意識が低いと言えます。全体を押しなべますと大体2割ということで、ベンチャーにとって知財というのが重要だということをもっと気づいていただいて、支援をしていかなければいけないのではないかとございまして。

44ページ目を見ていただきますと、特にベンチャーは、ほかの企業、それから中小と違って、やっぱりスピード感が違うということでございまして。

上のグラフは、ベンチャーの資金調達のスピード感を示しておりますが、大体13~16月で次の資金を調達しなければいけません。この間で知財の決着がついていると、次の資金調達にもつながりますし、ベンチャーとしても知財を取っていこうというインセンティブにもなるわけです。

したがって、特許庁では、ベンチャー向けのスーパー早期審査というのを開始しようと考えております。先ほど申しましたとおり、通常、一次審査まで9.4月、それから最終処分までが14月なのですが、スーパー早期審査を使っていただきますと、最終処分まで2.5か月で結果が提供できるということで、ベンチャーのスピード感に合った審査を提供していきたいと考えております。

45ページ目は、さらにベンチャーの皆さんに対して、知財の情報、大企業との連携、大企業のみならず、ベンチャー・ベンチャーといった産産連携、こういったところを進めるためのティップス集であったりだとか、課題であったり等をまとめて事例集を作成し、特許庁のベンチャー向けのホームページから情報提供をさせていただいております。

それから、46ページ目ですが、まさに活躍するベンチャーや、ベンチャーと連携していくオープンイノベーションを推進する企業を新たに表彰させていただきました。

47ページ目ですが、大学でございまして。見ていただきますと、中国の大学、アメリカの大学、日本の大学を、特許の登録件数で並べております。日本の大学は、東京大学がトップなのですが、米国の大学と比べると約半分ぐらいです。中国と比べますと、5分の1程度であり、歴然の差がある状況です。

48ページ目ですが、大学のライセンス活動状況ということで、左のグラフ、大学のライセンスの件数、それから収入額というのを見ていただきますと、右肩上がりになってきて

てはおります。非常に頑張っています。ただし、右のグラフ、日米で比べますと、まだまだ米国に比べると収入の差が大きいということで、このあたりはまだ頑張りがいがあるのではないかと考えております。大学の支援というものも積極的にやっていかなければいけないと思っております。

49ページ目ですが、大学・研究機関への専門家派遣ということで、左側は国の研究開発プロジェクトであり、現在、約40プロジェクトに知的財産プロデューサーを派遣しております。それから右側は、もう少し中小規模の大学に専門家を派遣しまして、知財戦略の構築を手助けしております。

次のページにいきまして、50ページ目以降ですが、デザイン経営の浸透ということでございます。

51ページ目ですが、デザイン経営ということで、デザインがブランド戦略に資するものであり、イノベーションにも資するものということです。これをぱっと聞くと、なかなかわからないという方もいらっしゃるかもしれませんが、デザインがどのようにイノベーションに関係していくのかといったことでございます。

52ページ目を見ていただきますと、日本企業は、技術さえしっかりしていれば競争に負けない、従来そういう考え方が強かったということでございますが、デザインがあると、もっとユーザー視点で見て、本当に何が必要なのか、新しいことができるのではないか、という発想から、もう一度上流側に戻れるということです。今まで越えられなかったいわゆる死の谷を越えていくことができるということでもあります。

53ページ目に、もう少しわかりやすく、事例を示しております。歯磨き粉チューブという事例なのですが、チューブをしごいて歯磨き粉を出さなければ最後まで使い切れなかったということがありました。これを、デザイナーの方がユーザーをよく観察し、工夫をして、新しいタイプの歯磨きチューブが生まれたというものです。現在主流のチューブを逆さに立てておくタイプのものですが、ひっくり返しておけば歯磨き粉が必ず下に落ちるじゃないかということに気が付き、さらに、内面をつるつるにしたことによって、より中身が下に落ちてきて使いやすいということで、立てやすいようにキャップ部分を幅広にし、チューブの材料も工夫をして新しい歯磨きチューブができたという事例でございます。

54ページ目ですけれども、産業とデザインの遷移ということでございまして、御案内のとおり、これまでハードウェア、エレクトロニクスの時代から、データ、AI、ソフトウ

エアといった時代に移り変わってきております。こういった中では、さらにデザインといった視点が重要になってくると言われております。

55ページ目は、そういったこともございまして、5月23日にデザイン経営宣言というものを発表させていただきました。報告書には、情報分析や政策提言ができる知財カOUNシルの設置や、意匠法をより時代に合わせた形に変えた方がいいのではないか、といったものが含まれております。

報告書はお手元に紙で印刷をして、配布をさせていただいております。

56ページ目ですが、先ほど申しましたとおり、IoT、AI、ビッグデータなどの新技術をデザインで保護していこうということで、壁などに投影するような画像などをデザインとして保護できないかということや、ウェブのGUIなどを意匠で保護すべきではないかということ、意匠法の拡大等についても検討すべきではないかという声がございます。

57ページ目、最後ですけれども、特許庁もデザイン思考というものを実際にやってみました。ユーザーの目線になりまして、上流から下流まで全て自分たちの目で見てみると、やはり、今までユーザーフレンドリーだと思ってやっていたことが全くユーザーフレンドリーではなかったとか、こういったところがよく見えてきたということでございます。

お配りしております資料2でございます。

そういった現状や課題を踏まえまして、特許庁の取り組むべき課題ということで、論点を3つまとめさせていただきました。

論点の1ですけれども、日本の特許権の魅力の向上ということでございまして、先ほどもお話ししましたように、日本市場の相対的な重要性が低下する中で、日本の知財システムの魅力が十分に発揮されていないのではないかということです。これに対しましては、下に書いてありますように幾つか、我々としても考えている施策等があります。さらに、これ以上に、もっとこんなことをやったらいいだとか、こういうことをやるべきだといったところについて、ご議論をいただきたいと思っております。

論点2につきましては、顧客の新規開拓・権利活用支援ということで、中小・ベンチャー企業・大学、こういったところの出願はまだまだ伸びる余地があるのではないかということでございます。

それから、論点3ですが、先ほどお話ししましたデザイン経営の浸透ということでございまして、まさにこれからネットワーク・データがどんどん時代の中で中心的な存在になっていきます。こういった中で、日本に根強いハード志向とか自前主義から脱却していかな

ければいけないと考えていますが、デザイン経営というのが一つキーになるのではないかと
いうことで、どう進めていったらよいかということをございます。

この3つの論点を例として挙げさせていただきましたが、本日の議論につきましては、
これ以外の観点でも結構ですので、ぜひお知恵をいただければと思います。

以上です。

○五神分科会長 ありがとうございます。

それでは、これから自由討議に移りたいと思います。今、最後に示された論点もありまし
たが、自由に御発言いただいて結構です。御発言の際にはネームプレートを立てていただ
くようお願いいたします。

それでは、どこからでも結構ですので、もし御発言あればお願いいたします。

では、濱口先生、お願いいたします。

○濱口委員 今の論点2の、特に大学の出願が伸びる余地があるのではないかと。JST
でも調べたことがあるのですけれども、OECD各国の中で、日本はスウェーデンに次い
で個人と大学の出願が少なく、98%がたしか企業からの出願になっていたと思うのです。
逆に言うと、中国、アメリカは2割ぐらいが大学・個人の出願ですので、日本はすごく伸
びる余地があると思います。要は政策の問題かなと思います。

中国を見て、政策を調べてみますと、個人のインセンティブは非常に高い政策をとり始
めていて、大学によっては75%ほど個人にインセンティブがいき、省によっては90%を超
えるところがあるという政策をとっています。それに少々我々はかないません。

大学の中での改革が実はかなり重要だと思うのですけれども、今の状態は、大学のプロ
モーションが論文の数やサイテーションの数だけで決まっていて、パテントの評価が十分
できていないので、これをもっと評価されるようにさせる文部科学政策が要るのではない
かなというのが今感じているところです。ここで議論してもそれは道がないかもしれない
のですけれども、大きな課題だと私自身は思っております。

○五神分科会長 ありがとうございます。

○鮫島委員 関連して。

○五神分科会長 関連しているということで、鮫島委員、お願いいたします。

○鮫島委員 関連して、はい。

大学のアウトプットというものが今まで以上に、いわゆる大学発ベンチャーという形の
事業化になっているときに、我々、ベンチャーの現場でいつも困っているのは、大学によ

る、いわゆる基本的な出願というのがほとんどされていない、あるいは、されていたとしても、費用がなくて日本だけにしかされていないことです。それだと、ベンチャーを作ったときにベンチャーのバリュエーションが上がらないという事態が生じています。

これについては、実は経産省の別の委員会でも議論になったのですがけれども、かなり早期かつ基本的な段階で特許出願のためのGAPフェンド的なものを作っていないと、幾ら啓発しても、結局はうまくいかないで、そこもあわせて、御検討いただけると大変有り難いかなと思っております。

以上です。

○五神分科会長 ありがとうございます。

東京大学では、単願の特許を出願するということがいかに大事かという啓蒙活動をするとともに、出願サポートのための予算を倍増したことで、単願特許の出願の数は着実に増えてきています。しかし、これだけでは効果は限定的なので、もっと単願特許の出願をエンカレッジして、インセンティブをどうつけていくかということも併せて考えることが重要だと考えています。

それでは続きまして、渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員 外内出願について、発言をさせていただきます。

資料を見ると、日本への外内出願はじり貧ですが、ほかの国は増えてきています。非常に残念な傾向だと思います。外国からの出願があつて、その上で市場を争うということで日本のイノベーションも進んでいくのだろうと思います。何も無いということではやはりまずい、刺激がなくてはずいだろうと思っております。

この原因についてはいろいろ考えられるのですが、私が直感的に思うのは、二つの原因です。一つは、一時期審査が厳しい時代、特に進歩性や記載要件について厳しい時代があったことです。それと、もう一つは損害賠償の中身だと思います。特許は取りにくくて、損害賠償についてなかなか補填ができないとなると、魅力がなくなってしまって、出願する意欲がなくなるという流れになると思います。

まず、出願の審査の方なのですが、一時期進歩性が厳しく、記載要件も厳しかったのですが、10年ぐらい前からこれが改善していて、今はかなり柔軟になっております。特許の特許査定率もかなり上がっているはずなのです。

今の状態は、日本で特許になれば、審査の信頼も高いというのもここにデータがありますように、東南アジア等ではそのまますぐに同じクレームで特許してもらえるとメリ

ットにつながります。この点については、もう以前の状態とは違うという認識をきちっと持ってもらえれば、メリットとして主張できると思っています。

それからもう一つ、損害賠償額の方なのですが、これは少々難しいところで、直ちに損害賠償額を上げればいいというようなことも言えないとは思いますが、ただ、侵害訴訟を提起すると訴訟費用がかかるので泣き寝入り、というお話もここに書いてありますけれども、侵害を受けてそれに対応するためには、権利者もそれなりの労力・時間・お金を使うことになります。このため、単に事業上の損害だけではなくて、付随した損害も発生するものですから、その辺もある程度酌み取った損害賠償制度が組めないものでしょうか。それによって、同時に侵害者へ利益が残るといような、侵害のやり得といようなことも同時に解消できるのではないかと思います。こういった損害賠償制度を考えられないかなと思っています。

以上です。

○五神分科会長 ありがとうございます。

それでは、田原委員、お願いいたします。

○田原委員 田原です。

先ほどの話で、大学のインセンティブの話がありましたが、それについて、東工大ではどうなっているのかということ、まず、参考までに述べさせていただきます。

東工大では、科研費などの大きな研究費を取った場合には、インセンティブがつくのですが、今のところ、まだ特許についてはインセンティブがないです。もし出願したい場合には、まず、応用先の企業を自分で探してくるというのが条件になっていて、そうしないとあまりお金がないので、費用を出してもらえないです。加えて、しばらくして、やはりこの応用する企業、特許を使ってもらえる企業が見つからないと、消されてしまうといったような状況です。

一方で、最近、出願した特許を実用化するためのGAPファンドといった、少額なのですが、そういう支援も出てきています。

以上が、東工大の状況についてです。

私の意見なのですが、2つありまして、まず1つ目が、本日の論点と少しずれているかもしれないのですが、資料の2の1の特許審査体制のところ、特許審査期間について意見を述べさせていただきます。

以前、審査官の労働時間の削減のための取組について御報告いただいたのですが、

スライド16を見ますと、審査官1人当たりの一次処理件数が、まだ日本の件数がほかの国と比べて3倍ほど大きいので、何かオーバーワークになっていないかということが、依然心配されます。なので、今後も労働時間については検討していただきたいと思います。

これに関連して、特許庁業務におけるAIの導入につきましては、審査官の審査時間が軽減されると期待されるので、ぜひ推進していただきたく思います。

もう1点ございます。論点2の大学の出願はまだ伸びる余地があるのではないかということについてなのですが、日本の大学では、最近、研究に興味のある学生が著しく減っているといった現状があります。一方で、基礎研究だけではなくて、エンジニアリングデザインに興味のある学生も出てきています。

それとまた、特許やデザインを意識した教員というのはそれほど多くはないのではないかと思います。なので、教員がよい研究テーマを提供するだけではなくて、実際、よい学生のアイデアですとか研究活動が、よい特許を生み出すのではないかなと考えています。なので、価値のある特許を創出していくには、まず、教員と学生に知財、ベンチャー、ビジネス経営などを意識させるような施策が必要と思われれます。

また、最終的に、学生が何かおもしろいと思うような研究の場を個々の研究室だけではなくて、大学全体で作り出していくということが、一つの解決策になるのではないかと考えています。

以上です。

○五神分科会長 ありがとうございます。

それでは、柴田委員、お願いいたします。

○柴田委員 柴田でございます。私、大阪のアウトドア用品会社のオーナーでございます。特許、意匠、商標登録も合わせて800件ぐらい持っているのですが、一番興味がございますのは、やっぱりオーナー系の企業ですので、商標登録なのです。

特許、実用新案、意匠というのは期間限定の権利でございます。20年ぐらいたちますと消えてしまう権利ですので、今、中国の方が圧倒的に多いといっても、またチャンスは日本にもめぐってくるのではないかなと思っています。

日本の知財について、なぜ価値が低いかといいますと、私が考えますに、守られるべき権利であるはずなのに、結構守ってくれないというのがございます。

例えば紛争を起こしても、罰則が非常に緩くて、同じ企業が同じように侵害をしてくるケースがあるのです。おまえのところは勝っても、利益の何%かを支払ったら済むのでは

ないか、というようなことを大きい企業から言われて、悔しい思いをしたこともございます。例えば同じようなことを繰り返す企業については別個の視点で罰則を与えるとか、得べかりし利益以外の罰則も強化する、そして、そのスピードをアップするというのをしなければ、産業知財権を持っているというメリットがないのではないかと考えております。

まさに産業知財権は、商標を除きますと、数年間のアドバンテージでしかございません。特許を有する製品でも、ヒットするのは万に一つぐらいというのが本当のところ、勝ち得た知財も売り出すのに、5年ぐらい必要です。権利保護の残っている期間中に権利侵害が出てきて、その裁判に数年かかってしまうと、やはりメリットがないのかなと思ってしまいます。

もう一つは商標です。先ほど出た特許のファンドのお話とよく似ていますが、商標についても国家レベルでファンドを作って、中小企業が一生懸命頑張ってブランディングしている商標をファンドが登録してあげる仕組みです。商標登録を忘れて、ブランディングが完成した頃に、他国や他企業に登録されてしまうというようなこともあるのです。ファンドはブランドがある程度確立された後に買い戻しに応じる仕組みにすれば良いわけです。一方でファンドはその商標を、他国や他企業にブランドライセンスするビジネスの展開も考えてもいいのかなと思っています。

○五神分科会長 それでは、萩原委員、お願いいたします。

○御供委員代理（萩原氏） 代理の立場で申しわけないのですがけれども、企業実務、知財の企業実務をやっている立場で少しお話しさせていただきたいなと思います。

特許庁としては、ここ数年、最速で最高品質の特許実務と、特許申請実務ということを経営されて、最速という意味でいうと、先ほどグラフが出ていましたけれども、達成されていると。

一方で、我々企業の実務をやっている人間からすると、最高品質というのがやはり一番重要で、こここのところを一回見直さないといけないのではないかなと思っています。

具体的に申し上げますと、ここ数年特にだと思っているのですがけれども、肌で感じているということなのですが、日本で特許になっても、アメリカとか韓国、ましてや中国でさえ、特許にならず、拒絶査定を受けてしまうとか、あるいは減縮されてしまうとか、そういう状態があります。PPHを利用して日本で特許になっても、ほかの国で特許申請・出願するわけですがけれども、その場合でも拒絶理由が来る場合があるということで、このあたりをもう一度、品質という観点から五極の審査レベルをもう一度やり直して、合わせ

るというか、イメージ合わせをするという形でやっていただいてもよいのではないかと。

以前、技術テーマを設定して、三極か五極でやられていたと思うのですが、特にこれからのAIだとかIoTだとかバイオだとか、よくわからないような分野の出願が増えてくると思うので、ぜひ特許庁さんにはそういう三極・五極というところでの審査レベル合わせをしていただきたいなと思います。

以上でございます。

○五神分科会長 ありがとうございます。

今までのところで、こちら側でもしお答えできることがあればお願いしたいと思います。最後のあたりのところ、何かありますでしょうか。

○嶋野技監 萩原委員からお話のありました審査レベルを合わせなければいけないということは、大事なお話であると認識しています。

従来から、五庁でも比較研究を行い、個別の事例についてケーススタディをして、各庁はどのように判断しているかをまとめています。そしてそのような議論を通じて、各庁の間で認識の共有を図っております。この取組みには、ユーザーの方々にも御参加いただいておりますが、この議論については、私ども特許庁としては、引き続き努力してまいりたいと考えております。

○五神分科会長 ありがとうございます。

それでは、設楽委員、お願いいたします。

○設楽委員 それでは、魅力のある紛争処理システムのところと関連して、申し上げたいと思います。

私は、知財高裁の所長のときにヨーロッパで証拠収集の模擬裁判に参加しました。イギリスとドイツとフランスと日本と、4か国の特許紛争の証拠収集がどのようにされるかというのを実際に肌で見て感じてきたところなのですが、アメリカのディスカバリーは格別として、EUの3か国と比べても、紛争処理、証拠収集に関しては、日本の制度はやはりまだ弱い制度だなというのが実感したところであります。それ以外については、日本の特許訴訟は、迅速性とか適正さについて非常にうまくいっていると思うのですが、唯一弱点があるとすると証拠収集の点かなというのを実感しました。

証拠収集については、インカメラの改正がなされて、それは大変結構だと思いますけれども、今回の改正で、ドイツ型のインスペクションを入れようかというような改正が議論になったときに、産業界の合意も得られず、それは結局、改正はできなかったという経緯

はございますけれども、私が今回、この模擬裁判等で見えておりますと、ドイツ型のインスペクションというのは証拠収集のかなり早い段階でいきなり工場に行ったりしますので、これはやはり日本企業も嫌がるであろうと思いました。

しかしながら、イギリス式の証拠収集というのは、今の日本の弁論準備手続の中で裁判所が決定して証拠収集をしていくというシステムに、非常によくマッチするシステムであります。裁判官が侵害訴訟等の訴えが提起されたのちに審理をし、争点整理をする中で必要と思われる検証とか文書提出命令を出しますので、イギリス的な証拠収集制度を導入してもあまり濫用的なことは心配することはないであろうというように思います。

現状の日本とイギリスとで、何が一番違うかということ、証拠収集命令に強い強制力があるかないかという、その点だけです。イギリスの証拠収集の方が非常に強い強制力があるという点が日本と大きく異なります。日本も不提出に対する制裁制度はありますけれども、強い強制力とまでは言えないので、そこが日本とは違うところだと思います。

現在、実務で見えておりますと、多数の方法特許があつて、装置特許と方法特許と2つあるわけですが、方法特許はなかなか使えないというのが一つの大きな問題になっています。方法特許は、非常に数は多いのですが、実際に権利行使するとなると、やはり装置特許、製品特許を使うことになりませんが、この証拠収集システムを将来的に議論していただき、改正していただいて、方法特許も使えるようにするというのが一つの重要なポイントのように思いました。

以上です。

○五神分科会長 ありがとうございます。

それでは、先に上がった田川委員、お願いいたします。

○田川委員 出願の部分、先ほど、長官からもあったのですが、よりユーザーさんから出願のしやすい環境をどうやって作れないかというところで、これはデザイン思考などを導入してサービス改善をするというのが一つ、ぜひお願いしたいことであります。

2つ目として、例えばベンチャーが期待する知財化のスピード感に合わせていくようなことを考えますと、御提案なのですが、特許庁が持っているサイト自体の改善というのは一つやることとしつつ、もう一つは検索系APIや出願系APIを特許庁側で整備して、それをサードパーティーに開放なされたらどうかなと思います。

これは、例えばフィンテックの部類で、今、銀行系が振り込み系のAPIを作って外部に開放していますよね。そうすると、例えば銀行のサイトを経由しなくてもサードパーテ

イのサービスから直接振り込みができるようになっていて、そういうことで大分利活用が進んでいます。例えば商標の検索APIを外部に公開しますと、外部のサードパーティーが商標出願をサポートするようなサービスを始めるかもしれません。例えば、出願したいと思った商標を、AIを使って、これだったら何%ぐらい通るよとか、代替案はこれだよ、といったことを出願前に教えてくれるようなサービスが出てくると思うのです。その横にもう出願ボタンをつけて、クレジットカードで決済可能というようなものが出てくると利用者にとっては、大変便利なのではないかと思います。特許庁はAPIを開発し、サードパーティーがサービス開発をするという分担です。

そうすると、人の手を介さず出願数を倍増できます。サードパーティーが例えば3社あって、使いやすくユーザーから支持されるものが自然と大きくなっていくことで出願も増えると思います。

このような考え方については、実施難易度が低いのが商標、次が意匠、最終的に特許だと思います。まず、商標あたりから検索・出願系をのAPIを準備してみるのも一つ手かなと思いました。

○五神分科会長 支援、ビジネスをエンカレッジして活用しようという話ですね。ありがとうございます。

それでは、早稲田委員、お願いいたします。

○早稲田委員 ありがとうございます。

特許権の魅力の向上なのですが、先ほど、渡邊委員の方からもお話がありましたけれども、特許権が、出願をして、その後、権利化をして、権利化になった後の使い方について、やはりもっとPRをした方がいいのではないかと考えております。

一つは、もちろん損害賠償、知財紛争処理システムなのですが、特許の場合は、損害賠償というのはどうしてもなかなか金額が上がってこないけれども、コンペティターに対してそのビジネスを自分が独占できるという、そういう優位性が非常にあるということをもっともっとアピールしていただきたいです。この間の知財功労賞の賞を受賞されたユーグレナさんみたいに、ライセンスをする部分と自社で独占する部分との切り分けという使い方をもっともっといろいろと広報して、特許というのは損害賠償だけじゃなくて、もっともって使えるんだよということをアピールしていただきたいと思います。

それに関連して、やはりスタートアップの企業や中小企業、ベンチャー企業は、まだまだもちろんお金も足りませんが、人も足りないので、知財の使い方についてアドバイスを

する必要があります。例えばファンドとか、銀行さんとか、資金的なところでアドバイスするところにも、そういう知財の使い方について、ベンチャー企業にもアドバイスできるような人材を育てていただければいいのではないかなと思います。

以上でございます。

○五神分科会長 ありがとうございます。

それでは、宮島委員、お願いいたします。

○宮島委員 ありがとうございます。

私は、ふだんから知財を扱っているわけではなく、専門家の立場ではないので、一般の立場で、今の知財の雰囲気はどういうふうに捉えているかなということをお話ししたいと思います。

第四次産業革命に関しては知財の検討が進んで、私も、この1年で行われた不正競争防止法の改正ですとか、弁理士の方々にどうやってもっと活躍していただくかというような議論に少し参加しましたがけれども、去年ぐらいに課題になっていた幾つかのテーマに関しては、しっかりとこの春から実現していく段階になっているかと思います。

そんな中でも、データを見て思ったのが、海外の企業にとって日本パッシングになっているというのは、大変困ったことで、心配だなと思います。先ほど、一部の委員の方が、その理由の一つと思われる、余り効果がないのだということをおっしゃっていましたが、このパッシングになっている理由として、特に海外の企業が日本で特許を取ろうというふうに思わないのはどうしてなのか、お金なのか、一番は日本の市場が魅力がないのか、結局は、もう日本に物を売りに来るのを諦めてしまっているのか。事務局の方として、そのあたりのもし分析があったら、一つ教えていただきたいと思います。

あと、もう一つは意見で、この1年ぐらいですと、AIという単語がものすごく一般人にも伝わって、普通の方々も、AIが広がる中で自分の子供はどういった職業につけばいいのか、まさにAIにできない、人としてのオリジナリティというのは何なのかということを実際に考える状況になっていると思います。まだまだお金がそんなに動かないので、盛んとは言えないけれども、一般学生の中で優秀な方々が起業を目指すという傾向は少しずつ出てきていると思うのです。このあたりの学生さんたちの意識をどういうふう上げていくかというベースのところもすごく大事ではないかと思います。

特に先ほど、ベンチャーをこれからやろうとする人たちも意識が薄いのだなということ、は少々びっくりしたのですけれども、むしろ私は、ベンチャーをやろうと思う人は自分の

アイデアにとっても自信があって、このアイデアがあるから自分はこれからビジネスができるのだと思っているのだろうと勝手に想像していたのですが、余りそれがないというのはどうしてかと思ひまして。そのあたりは、もしも大学がこの後、学生さんが何を今後やっていくべきなのかというところに対して、一つ起業というものが、これまで就活アドバイスにあったような一つとして起業というものがあるのであれば、そのあたりを普通の学生さんたちもわかるようになっていく必要はとてもあるのではないかと思います。

今、大学の関係者の方には評判がよくないかもしれませんが、人生100年時代構想会議あたりでしきりに大学改革の議論をさせていただいて、やはり大学は何にしても社会や企業といい形で連携をしていただきたいという期待が今まで以上に高まっていると思います。

その中で、一つは無償化とのリンクなのですけれども、大学にある程度こういうことを望むような提案も出ていますけれども、そのつながりの中で、一つのフックとして、知財の知見のようなものをうまく入れ込むことができないでしょうか。特に、別に企業の収益だけを学生さんが考える必要はないと思いますし、むしろリベラルアーツなどは、まさに経営者により必要なことだと思うのですけれども、学生さんが今後生きていくときに必要な要素として、知財というのはものすごく大きな武器になるのだ、ということを大学側もはっきりと打ち出してほしいと思ひまして、その一つのフックが、いずれにしてもやることになりそうな大学改革なので、大学の関係者にとってもプラスになるような形で進めていただければいいと思います。

○五神分科会長 ありがとうございます。返事回答をしたいところですが、一応座長なので、先へ進めたいと思います。後で時間があれば。

それでは続きまして、小松委員、お願いいたします。

○小松委員 私、今はドワンゴというITカンパニーにおりまして、それ以前はファンドなどの金融をしておりましたため、知財のプロではないのですが、そういった経験を踏まえまして、皆様の御意見にも通ずるところがあるので話させていただきます。

うちはニコニコ動画などを運営してまして、ITなどの特許等をたくさん取っていたのですが、私が入って驚いたのが、それが使えない特許ばかりだったことです。

やはり大切なのは、自分達のビジネスをディフェンスできるとか、お金をもうけるとか、要は競争力のある特許を取らなくてはいけないということです。そういう視点がないまま、ただ特許を取ったらいいよ、特許を取ったらお金あげるよ、というプロモーションを企業でも大学でもすると、結果、山のように特許の件数はあるが、どれも使えないということ

になると思います。

加えて、会社で改革したのは、戦う特許、戦える特許をでなくてはいけないということで、事業会社の方は皆さんされていらっしゃると思うのですけれども、バイオでもITでもAIでも、注力している分野で今特許として注目されているエリアを特定し、手薄であれば、その会社を見つけて買収しに行くとか、その特許を買うということです。このようなことはグローバルで行われていることなのだとすることを、それこそ会社の社員、エンジニア、大学生にもちゃんと理解させたいので、戦略的に特許を取る、かつ、特許を取ることによって、あなたや会社がお金持ちになるだけでなく、日本なりその業界にいる方たちを守るということをしっかりと伝える必要があります。

加えて、1年ほど前ですか、皆さんも御存じかと思いますが、パテント・トロールという山ほど特許を取得したうえで、多くの日本企業にいちやもんをつけてくるアメリカの会社から特許侵害と言われたのですが、うちはものすごく驚くほど少額の和解で終わったのです。それは、やはり戦える特許をほんの少しでも持っていたからでした。

日本の会社も、IoTなど進むわけですから、やっているつもりはなくても、勝手に向こうから特許侵害と訴えられます。マーケティング・セールス担当取締役が法務部長兼務のような会社に来るわけです。そういった意味では、特許庁の方々ならお分かりでしょうが、中小企業も含めて、特許は自らを守ることとお金になることの両方が必要という、意識改革と教育、戦略的に特許を取るインセンティブを持たせた形で進めるのが大事だと思っています。例えばベンチャーキャピタリストにもっと活躍してもらいたいとか、大学の教育だとか、そういったあらゆる手段を講じる必要があると私は思っています。

ただ、残念ながら、日本のベンチャーキャピタリストやファンドと、裁判官の方の技術に対する理解が低くて、これは多分、日本で特許訴訟をしようと思ったときに、とてもディスアドバンテージになるなと思いましたので、ファイナンスも司法も行政も、レベルアップするように努力した方がいいなと、とても思っております。

以上です。

○五神分科会長 ありがとうございます。使えない特許ではなく、使うことを前提にして特許を取るという考え方が大学で定着し始めたのはつい最近だと思います。

○小松委員 それでは、会社でもつい最近です。それが多分嘆かわしい状態なのだと思います。

○五神分科会長 大学には、産業界と連携をするときの契約書をきちんと書ける、法務の

プロという人がほとんどいませんでした。東京大学のような、年間事業規模が2,500億円ぐらいの規模の組織でも、法曹資格を持っているような人、要するに、契約書を契約ごとに一本一本きちんとカスタマイズして書けるような人が、私が総長になる前はいなかったのです。そこで、東大では産学連携部門を強化して、知的財産部長に現職の弁護士をフルタイムで雇用し、ようやくそれができるようになりました。

特許についても、単願の特許をまずきちんと出願することが、大学の知を可視化するという意味では、それを使いたい人にとっても、極めて大事なのですけれども、そういう方向性を明確に示すようにしたのも最近のことです。

私自身の経験でも、発明したものを産業応用しようとしたとき、特許出願がちゃんと書けているかと思って見たら、まるっきり書けていないこともありました。つまり、使うという観点で特許を出願するためにはどのように書かなければいけないかということのガイドが十分でなかったのです。

今、そこは大分よくなっていると思います。起業家を育成するための「アントレプレナー道場」という学生向けの教育プログラムなど、東大が実施している様々な支援プログラムなどの中でも、そういうガイドをするようになっていて、学生はものすごく興味を持っています。社会課題の解決に興味を持つ学生がものすごく増えているので、ガイドをすれば、もっともっと出願数は増えてくるだろうと思っています。学生、あるいは、大学の知を利用したい産業界の人たちにとっても、安心して大学の知を使ったり、大学に投資をするためには、そこはマストなので、まさに強化しなければいけないと思っているところで、おっしゃるとおりだと思いました。まだ途上であります取組を進めていきたいと思っています。

それでは、林委員、お願いいたします。

○林（千）委員 17年前に会社を作ったときに、ちょうどビジネスモデル特許が大はやりで、何に使うのかわからず、それはしなければだめだといってやって、あれはどうなったのだろうと思いつつながら。

スタートアップも、戦うための特許というのは本当に意識するのは難しいのではないかなと思うのですが、2点、スタートアップの視点でお話をさせていただければと思いました。

特許に関しても、全てのことがやはり山のような形になっているのだとすると、本当に戦ってグローバルに有効になっていくものの中には、残念ながら全く役に立たないけれども、やっぱり何が権利になるのではないかということを考えていく行為も、私は必要な気

がしています。つまり、一回全くわからずやったことがあるから、このようにやっても無駄なのだということを知り、グローバルなトレードマークをアメリカ経由で世界を押さえるということを知り、今はできるようになったのも、最初からはできなかったためかな、という意味です。

現在、スーパー早期、早期、通常という言葉が出てきていることが、とてもいいなと思っているのは、日本の中でスタートアップだったり大学だったりよりも積極的に、まずはやる、ということをするために、スーパー早期、スーパー割引など、とにかくオンラインでスピーディーにできるということです。本当にここにいらっしゃるような先生方の力をかりるのは本気の戦いです。でも、そんなところに私が17年前に作ったのは、すみませんと言っても、いや、もう少し考えてきてくださいと言って払われるものでした。つまり、田川さんも言ったフィンテックのような流れで考えたときに、何が知財になるのか、まずは何か考えてみてオンラインで申請をするというぐらいの、簡易に、でも、考えるきっかけを作っていく、その裾野をしっかりと作ることが必要です。3段階ぐらいで設計するというのは、実はすごく重要なんじゃないかと思います。

その大きなところで、どれだけネットに対応して完結できるかということは、国内だけではなくて、グローバルな戦いの意味でも重要なことだと思います。全部がとにかくネットで完結するという時代の中で、エントリーの活動は、特許だけではなくて、知財というものが、まずは守るためにオンラインで申請を行っておく、というようなサービス設計になったらいいなというのが1点です。

2点目は、特にソフトウェアを中心に、やはりスタートアップなので、ソフトウェアに全てが統合されて考えたときに、どう考えても最初からグローバルになってしまうのですが、なかなか日本の中でグローバルにどう戦ったらいいかということを知り、誰に相談したらよいか見えません。

特にAI・データでどう戦えばいいのか、中国とどう戦えばいいのかという、その全般的な知財頑張りましようよりは、もう2つの対策、日本からでも中国との連携がしっかり図れていて、中国でも取れますというようなところを、日本側からどうやって安全にできるかということを知り、日本から中国にブリッジがかかるという部分であったり、特にデータ・AIを使ったところでの申請の部分が、日本の中に知恵が集まっているというようなプレゼンテーションを、国内、今だったら、私の知り合いはやはりアメリカから出せと言って、アメリカを薦められるのです。でも、そうではなくて、日本から中国をまず攻め

て、その後、アメリカでいいのではというような、何かそういう流れがもう少し見えてこないのかなという意味で、何か国内で意識高めて、国内で登録をしようよりは、やはり世界のビジネスの戦場が中国とアメリカになっていて、これを変えられないのだとすると、日本からそこにどれだけブリッジが太く渡されているかということや設計するかということも非常に重要なのかなと考えたときに、中国と日本、どちらを信用しますかというときに、中国も押さえられる日本からというような、そういう戦略が作れないのかなというのを素人ながら、ただ、スタートアップの視点では議論させてもらえるとおもしろいなと思いました。

○五神分科会長 それでは、林いづみ委員、お願いいたします。

○林（い）委員 ありがとうございます。本日のテーマの関係では2点申し上げたいと思います。

まず、知財の活用に関して。先ほど、五神会長から、契約のプロが東大でもいなかったというお話を伺いましたが、産学連携では、東大は別格です。ほかの大学は1件当たりの平均がせいぜい200万円という小規模なレベルで、人もお金もない中でご苦労されています。そこで文科省では、産学連携の共同研究開発契約について、イギリスのランバートツールキットを参考に、私も座長で入らせていただき、「さくらツール」というものを作りました。事業目的にあった契約類型を選択する考慮要素や契約書式を整理したもので、1対1契約型のものを一昨年、昨年はコンソーシアム型のものを作りました。「さくらツール」で検索していただくと、日本語のワード版、PDF版、それから英語版もダウンロードできます。ぜひ中小企業や地方の大学の方に使っていただければということで、普及活動もしているところです。

それから2点目は「訴訟のIT化」についてでございます。この分科会、年に多分1度、宗像長官や平田局長にお目にかかれる貴重なチャンスだと思いますので、ぜひお願いしたいところです。

訴訟のIT化について、今年の3月末に内閣官房の検討会から「3つのe」ということを挙げておられる報告書が出ておりますが、世界における訴訟のIT化を見ますと、まずはペーパーレスからなのです。システムのことをお考えだと思っておりますが、その報告書では、ペーパーレス化の取組みはフェーズ3に落とされております。

しかしながら、せっかくこういった会議の場がありますので、トップダウンで、知財分野から、まずは今年中に、審判、そして審決取消訴訟でペーパーレスの実証実験を始める

ということをぜひ御英断いただきたい。そうすれば、ペーパーレスで審決取消訴訟を提訴されたときには、特許庁から電子化された審判の一件記録が、一気にそのまま知財高裁に送られる、ということが実現します。ご案内のように、現在の審決取消訴訟の実務では、証拠の番号を全部つけかえなくてはいけなくて、とっても面倒なことになっておりますが、そういったことも併せて解消できます。本日の冒頭に、宗像長官から、デザイン経営について、「まずやってみて、結果を見ながらどんどん精度を上げていく」というお話ありました。韓国でも2010年に、一番最初は審決取消訴訟の査定系の事件から実証実験を始めて、今では知財ではほとんどが電子化、ペーパーレスで行われているということでございます。日本でも、制度設計やシステム設計に時間がかかる点はあるかと思いますが、まず実証実験でやってみて、もしそこで何か不具合があれば、それをこれから作る制度に活かしていくということをお願いしたいと思って、本日の会議に参らせていただきました。

よろしく願いいたします。

○五神分科会長 ありがとうございます。

ペーパーレスの状況について、何かございますか。

○今村審判部長 審判部長の今村と申します。

特許庁は、御案内のとおり、1990年から出願手続を電子化しておりまして、そういう意味で、手続の電子化については非常に古くから取り組んでまいった役所でございます。

審判について見てみますと、制度ユーザーの多くの方が御利用されている拒絶査定不服審判、こちらは全面的に電子化をしております。また、審決については全てインターネットで入手可能という状況になっております。

しかしながら一方で、海外にはもっと進んでいる知財関係組織もございますので、今、林先生から御提案いただいた点につきましては、制度ユーザーの皆様の意見を聞きながら、前向きに検討していきたいと思っております。

○五神分科会長 それでは、久貝委員、お待たせしました。

○久貝委員 最初に、先ほど御説明がありましたように、このたび特許料金の一律半減制度を盛り込んだ特許法改正を実現していただきまして、大変、私どもは感謝しております。商工会議所では、7年程前から中小企業への一律減免をお願いしておりましたが、このたびやっと実現していただいたということで、みんな大変喜んでおります。これでアメリカと同じ土俵になってくるということと、それから、やはり日本のものづくりの中小企業にとっては、技術開発を促す何よりの政策だと考えております。

大企業もそうかもしれませんが、特に多くの中小企業では、自社の社長室に特許証を飾っておりまして、それはやはり自分の取引先とか、あるいは金融機関に対して、自分がこういう特許を持っているのだということをアピールするということで、取引価格、あるいは融資の条件を有利にできるという、非常に効果大きい、価値が高いと思っております。

これによって、ぜひこの制度の活用を促すということで、さらに特許庁の方にはPR等もお願いしたいと思っておりますし、私ども、また各地の商工会議所も、特許料金の一律半減制度の利用促進を促していきたいと考えております。これまでは、主として東京の中小企業を中心にこの制度改正等を要求してございましたけれども、今では大分地方の方にも認識が広がってきているというのがあります。日商として、いつも東京で大体年3回ぐらい知財に関する会議をしておりますけれども、中小企業が集まった知財制度について、今年は神戸の方で、シスメックス株式会社のご協力もありまして、このような会議を開けるようになりました。このような活動も含め、今後もさらに地方の方で知財の認識を広げていくということをやっていきたくて考えております。

ただ、特許料金は非常に下げてくださいましたのですけれども、もう一つのハードルは、申し上げにくいのですが、弁理士費用の方でございまして、実は商工会議所の会員にもたくさんいらっしゃるのと言にくいのですが、ぜひとも、まだ特許出願の中小企業、シェアが約15%で、アメリカと比べても低いので、ぜひその点についても御協力をお願いしたいと考えております。

それからもう一つ、裁判といいますか、紛争処理の関係でございまして、もう幾つかの委員の方からも、また、この資料の中でも、訴訟の賠償額が著しく低いという声は私どもの会員企業からも上がっておりまして、まさに弁理士費用も賄えないということを言っている人はおります。大企業の場合ですと、知財侵害された場合などは、アメリカで訴訟を起こすというようなこともできるわけですし、そこでフォーラム・ショッピングをやっているとありますが、中小企業にとっては、もう戦える場所は日本しかございませんので、ぜひとも、今のように中小企業がやっぱり認識として少々賠償が少ないなと思っているところを、改善していただきたいと思っております。

私どもの委員会では、実は鮫島委員が今日いらっしゃっていますけれども、随分この方は技術と法律を両方できる方でして、しかも中小企業の裁判の面倒をかなり見ていただいているのですが、なかなかそういう人が少なくてですね。特に地方へ行きますと、

中小企業の裁判経験のある弁護士さんも弁理士さんはなかなかおりませんので、そのあたり、少しメッセージとして、裁判の期待されたものが得られるような裁判システムを今はやっていただきたいと思っております。

それからあと、少し出ていたかもしれませんが、知財訴訟で無効の抗弁が出たときに、約37%、特許が無効になっているというデータがありまして、これも少々がっかりなんですけれども、ぜひ特許の安定性という点でも、特許庁の方にも引き続きお願いしたいと考えております。

それからあと、国際仲裁の関係に、今日触れていただいておりますが、非常にその時間と費用を抑えられるという点で、今後の有利なツールだと思いますけれども、実際はほとんど使われていない。実は私どもの方も、日本商事仲裁協会と商工会議所は関係が深いのですがけれども、実際にはなかなか使われておりません。もう少し工夫が要るかなと思えます。何かこの利用促進のために、何か必要だなというふうには感じております。

それから、中国の関係で言いますと、今後、非常に知財紛争が発生する可能性が高いというふうにみんな思っておりますのですけれども、単独の中小企業でなかなか経験や知識、言語の問題もありまして、中国の知財事業に詳しい弁護士さんとかコンサルティング会社とか、こういうものの情報提供体制というのを何かやっていただけると有り難いなという声が出ておりますので、そのことを御紹介いたします。

以上です。

○五神分科会長 それでは、平田委員、お願いいたします。

○平田委員 最高裁の平田と申します。

I Tの関係が出ましたのでお話しさせていただきます。

裁判手続のI T化については、先日も特許庁の電子化の関係も見学等させていただいたり、行政省庁の電子化等についても勉強させていただきながら、裁判所において全力で取組をしています。知財関係の訴訟も、当然対象となると考えているところですが、内閣官房の検討会の取りまとめの中では、まずは、骨格の大きな、民事通常訴訟からやってみようとなっておりますので、それに沿った検討をしている状況であります。知財訴訟をないがしろにしているわけではありませんが、そのような方向性で考えておりますということぐらいしかまだ今日のところは言えません。次に、損害賠償額が日本の場合は低過ぎるといふ批判があるところについては、具体的な裁判の当否について、最高裁として述べる立場にありません。しかし、もともと、いわゆる特許権を侵害された場合の損害賠償の仕組

みについては、一般の不法行為と同じ類型になっておりまして、結局、特許権を侵害されたことによって、自分のところでどれぐらい利益が侵害されたのかと、こういう立て付けになっておりますので、それに応じた主張・立証をしていただくこととなります。裁判所は、例えばどれぐらい売り上げがあると予想されるのですかというような形の釈明をすると思います。

先ほど、小松委員もおっしゃったのですが、裁判所、裁判官は理系に関する理解が低いと、新規発明をした努力を何と心得るといような批判が多いところで、テレビなどで「下町ロケット」等を見ていても、そういう裁判とかが出てくるわけです。

ただ、そういう制度上の立て付けになっておりますので、どれだけ得られるべき利益が侵害されたのかという形で審理せざるを得ないということなのです。例えば懲罰的な損害賠償を認める制度は、今の日本にはありません。懲罰的な損害賠償制度を認めるかどうかは各国で違いますので、制度が異なる国との間で比較することにどれほどの意味があるのか疑問であります。せっかく作った技術という特許権等は、侵害されても少しの損害賠償額しか取れないというところの問題は、制度上解決すべき問題なのかなとも思っているところでもあります。

制度上の問題であると、私ども裁判所が述べる話ではないのですけれども、一応そういうものとして御理解いただければというふうに思っております。また、裁判所が発明等に関する理解が低いというのが、果たしてどういうところから出てくるのかというのが、少々私どももなかなかわかりにくいところがあります。例えば、訴訟を起こす場合の準備としていろいろな費用が必要というのはわかりますが、一般の不法行為についても、例えば不貞関係の慰謝料を請求する場合も、興信所を使ったりして費用はかかるわけです。ただ、それが損害賠償に直結するかというところでは難しいかなというのもおわかりかと思えます。知財訴訟で損害賠償を請求する場合にどれぐらい費用がかかるのか、それがいわゆる損害賠償として考慮できるのかというところも、大きな制度の中で考えなければいけない問題なのかなとも思っているところでもあります。

先ほど、設楽委員からもお話がありましたけれども、裁判所の内部でも検討はしているところなのですが、大きな制度の中で考えていく話かなとも思っているところです。更に、特に裁判所の方で、裁判官の方で、この人は理系ができないから裁判官になったのかなと思われるような話があれば言っていただきたいと思いますし、裁判所の理解が乏しいというお話については、内容が少しよくわからないところあるので、教えていただければと思

っているところです。

○五神分科会長 ありがとうございます。

私が総長になって、法学部の先生と今まで以上に親密に議論して感じたことは、そのミスマッチの原因の一つは、一般の人から見たときに、法律上の建てつけがよくわからないということです。一般の人の中には損害賠償請求を頻繁に行っている人はあまりいないわけですから、知財の紛争のときにも何を説明しなければいけないかという建てつけについての共通認識がずれる可能性が高いのです。これは双方の問題だと思います。そういう意味で今の仕組みをきちんと共有して理解を深めることが、よりよい仕組みを作っていく上では不可欠です。しかも、グローバルに紛争解決をしていかなければならない状況になっているので、日本の制度の改善すべきところを、例えば、技術についてよくわかっている人がきちんと説明しないと、制度を変えるというところまでいかない可能性もあります。そのあたりに力を注ぐ必要があると思います。

おそらく、大学における教育にも課題があると思います。法律の基本要素について、法学部以外の人にも理解を広める必要があると思います。発明を行う中でこうした場面に出くわすということもあり得るので。

それでは、濱口先生、お願いいたします。

○濱口委員 2回発言させていただきますけれども、いろいろ聞いていて、2点お願いしたいことがあります。

1つ目は、どうやって裾野を広げるかというのが今とても大事なように思うのです。ペプチドリームだとかユウグレナだとか、本当に大学発ベンチャーで、時価総額数千億なんていうのがもう出てくる時代になってきて、突出した人材は育ってきていると思うのですけれども、決して、二十の若者にその情報が共有されていないと思うのです。パテントを取ってやる、仕事を作っていくということの価値が普通の20代の子にわかるような方法が、とても今大事なフェーズではないかなと思うのです。大学の教育に任せておくと多分だめだと思うのです。教養教育だけでは足りない。何かもっと生きた情報が、特に地方の、結構能力ありながらも情報の入っていない子に伝わるような広報が必要だと思うのです。JSTでもSNSを使うかという話もあるのですけれども、結構コツがあるらしいです。今の子はまず新聞を読まないです。ネットも、パソコンは使わないですね、携帯ですよ。例えば携帯で特許関係の情報がどれくらい伝わっているのか。二十の子の言葉でわかるような、特許関係の情報がないと裾野が全然広がりません。

それからもう一つは、ベストプラクティスが見えないと意味がわからないですよ、特許というものに対して。こんなに変わるのですよというベストプラクティスを幾つか出していただきたいのです。それと、そのベストプラクティスが、もう一つは、ペプチドリームだとかエベレストのようなものでは、やっぱり無理だなとみんな思うと思うのです。M&Aをやったというお話も二十の子には無理なのです。個人というか、ある自分が起業家になりたいなと思っているぐらいのグループの子が入りやすいような入り口をどうやって作っていくかということは、オールジャパンで考えていかないといけないことだと思のですけれども、そこはとても今縦割り社会の中で残っているかなと思うのです。

それからもう一つは、エベレストではなくて近くの山ぐらいのベストプラクティスを見せていただくのと、相談するサイトが欲しいですね。情報不足が、やっぱりいいパテントが消えていく原因にもなると思います。例えば3Dプリンターは、90年代に名古屋の人が実はパテントを取っているのです。けれど恐らく、かちっと企業化していくプロセスがうまく設計できなくて、彼は使えなかったのです。パテントは取っていたのに、もったいないですね。こういう典型例はたくさんあると思うのです。それをどう救い上げていくかという窓口が欲しいなと思います。大学の知財部だとかでは、ここはどうもだめなのですね。これが一つ大きなことだなと思っています。

それからもう一つ、言いにくいことなのですが、日本の裁判は本当に和解が多過ぎるのです。JSTの抱えているものでも海外の企業と争っている件で、やっぱり和解を何回も勧められる状況がありましてですね。私らは戦いたいのですよ。和解だったら2桁、3桁、金額下がってくるのを見えていますので。でも、裁判所は繰り返しそれを言われるので変えていただけないか、せめて和解のパーセントが下がるような指導をしていただけないかと思っております。すみません、言いたい放題言ってしまう。法律のアマチュアで、プロではありませんので、何もわかっていませんけれども。

もう一つは、IT、AIの、この時代になってきて、やっぱりその分野に詳しい情報が裁判官の方々に入るシステムを、もう設計し直さないといけないと思います。とても遅れていくというだけではなくて、中国の話が出ていましたけれども、中国は今、知財裁判をアメリカ型に変える作業を、オール中国で盛んに行っていますが、やはり強いですね。一党独裁だから速いです。アメリカ型に変わった途端、日本企業は数百億円などの賠償請求が出てくるのが何となく見えるのです。無防備に中国に出て、数年後にはそういう時代になってくるだろうと思うのです。本当は今変えていかないと、国内だけでいじって

る時代ではなくなってきたような気もするのです。

すみません、大分踏み込みましたが、この2点をお願いしたいのです。

○五神分科会長 ありがとうございます。

大学がベンチャーをエンカレッジすることが必要だと思います。私が見ている感じだと、若手の研究者や学生にベンチャーマインドを持っている人は確実に増えています。東大では、私が総長になった3年半前は東大関連ベンチャーが約200社ありましたが、今は330社を超えています。毎年40社ぐらいの東大関連ベンチャーが出てきています。ベンチャーが沢山生まれる環境を作ることが重要です。東大でもトライ・アンド・エラーがしやすくなるような環境整備や支援を進めてきました。失敗しても何の問題もなく、次のチャレンジができるような文化が情勢され始めているという感触はあります。それをどうエンカレッジするかだと思います。

それでは、田川さん、お願いいたします。

○田川委員 今日、論点に挙げられていて、まだ言及がなかったデザイン経営について、少しインプットさせていただきます。

お手元に参考資料で、横長の資料がありますので、ぜひお時間のあるときに、皆さん、手にとっていただければと思います。

デザイン経営の幹の部分には、技術とビジネスに顧客視点とデザイン視点を持ち込むことで、より顧客に対して満足度が高い、付加価値の高いものが生まれ、イノベーション力とブランド力の向上を通して、企業の競争力になるということをエビデンスつきで明らかにしたものです。

スタートアップも大手企業の大半は、技術とビジネスの力を軸に運営されているところが多いのですが、海外を見渡しますと、デザインが経営層に食い込んで活動することで、高い付加価値の商品を出しています。アップル、サムソン、例えば新興企業だとテスラのような会社でも、かなりデザインが活用されてきています。

日本でデザイン経営をうまく駆動していくときに、幾つかポイントがありまして、経営宣言の方はその道筋を示したものです。この宣言が出た後に幾つか動きがありましたので、これは特許庁の皆様にも少し報告させていただきます。

1つ目は、グロービス経営大学院大学、ここはMBAを育てる社会人向けの大学院なのですが、ここの方々と話をしていて、デザイン経営の考え方に共感を頂き、デザイン経営という講義プログラムがMBAコースの中に、カリキュラムとして立ち上がることになり

ました。この講義は非常に人気が高い状況です。ここでは、将来の経営人材に対してデザインの活用の手法を教育することが目的になります。

2つ目は、これは東大の生産技術研究所の方で去年から進んでいるものなのですが、イギリスのロイヤル・カレッジ・オブ・アートとの提携で、デザイン研究所がスタートしています。これは、技術系の学生たちにデザインアプローチを教育する取り組みです。世界を見ますと、例えばMITやハーバード、スタンフォードなどは、もう十数年前からデザインプログラムを持っていますが、日本の主要大学でデザインプログラムをきちんと持っているところは少ない状況です。その打ち手として、まず東大からスタートをしています。

3つ目が、スタートアップでの取り組みです。ちょうど今月上場したメルカリという会社がありますが、メルカリでもデザインを経営に取り込んでいく流れがスタートしています。具体的にはCX0準備室という部署が立ち上がりました。CX0というのはチーフ・エクスペリエンス・オフィサーの略称でして、デザイン担当役員であり顧客視点でプロダクトに対して責任を持つという職種です。メルカリは今、全社で30名ほどのデザイン組織を持っているのですが、これを二、三年で100人ぐらいの組織に育てるということで、デザインに対して大きく踏み込んでいこうとしています。

例えばメルカリはここからグローバルで戦っていくわけですが、グローバル競争のための標準装備のひとつとしてデザインが捉えられています。繰り返しになりますが、デザイン単体ということではなくて、技術・ビジネス・デザインの三位一体が高い競争力を作るという部分が経営宣言の幹になっています。以上、皆様に御報告でした。

○五神分科会長 ありがとうございます。

それでは、そろそろ予定の時間が近づいていますが、議論全体を通じて、もし何か特に御発言があればお願いしたいと思います。

では、宮島さん。

○宮島委員 日本をパッシングする状況について、どのように分析されているか、もしありましたらお願いします。

○五神分科会長 はい、どうぞ。

○小山総務部長 これにつきましては、庁内で必ずしもまだコンセンサスはできていないのですが、今までいろいろな原因の御指摘をいただいております。

特許の審査、その品質のことなのか、それとも、出願手続を含めた、もう少し周辺のサービスなのか、さらに、紛争処理を含めた全体の流れの、利用のところなのかということ

につきましては、いろいろ御指摘を受け、研究をやっておりますけれども、単に、日本の経済が伸びていないから増えていないのではないかということ以外にも理由があり得るので、そこについては勉強していかないといけないなと思っております。

特許のキャッシングにつきましては、それ自体は確かに私たちとしても残念なことである、特許庁が世界のルール形成の中で重要な役割を果たせなくなるということもあるのですが、それ以上に、世界最先端の技術が日本で特許出願されることによって、それが1年半すると大体公開されるわけですから、それは日本の次のイノベーションにつながる、これができなくなってしまうのではないかということを中心に心配しております。また、海外の企業が日本でビジネスをする際に、当然、特許なり必要な知的財産を持った上で行うということが前提となるわけですから、もしそれがちゃんと出願していただいて、それが認められれば、国内での仕事はしやすくなります。つまり、対内直接投資の促進にもつながり得ると思っておりますし、また、日本にそういう出願をすることによって、日本のビジネスを広げるということにつながるのではないかなと思っております。

ただ、いずれにしましても、この辺につきましては重要な問題なので、庁内でも関係部署、関係の皆様からお話を聞いて、勉強していかないといけないと思っております。

○宗像長官 一言だけ補足させていただきますと、やはり日本が世界第2位の経済大国であったときには、当然日本には出願するという流れが、長い間当然だったのだと思うのです。それがそうではなくなってきました。足元で急速に、本当に日本に出願する必要があるのかどうかということ突き詰める動きが出てきているのだらうと思います。

中国では、「知財強国」化をめざして力を入れています。国の競争力のために、イノベーションのために知財を戦略的に活用するということで、特許出願の奨励から、知財庁の体制整備、そして司法に至るまで、一貫通貫で、取り組んできました。日本は古くから特許制度を持っていますし、オンライン化なども早くから手がけてきたこともあって、ある種、もう特許については制度が完成しているというような考えがあったのかなとも思います。そういう意味で、もう一度、何をすべきかということ虚心坦懐に突き詰めて、改善できることをしてまいりたいと思います。

○五神分科会長 ありがとうございます。

議論の中で中国の話もたびたび出てきました。高度経済成長のときの日本の状況と、現在の中国の状況を比較して考えることが重要です。先日、北京大学で、北京大学の経済学者と話をしたのですが、彼は、中国の経済成長の背景には「後発者のアドバンテージ」が

あるとおっしゃっていました。つまり、世界の価値創造が資本集約型から知識集約型にシフトしている中で、中国は資本集約型の投資ではなく、知識集約型の初期投資の少ないビジネスに集中投資をすることで急速に成長したと考えられるのです。また、経済成長を最優先にする中国政府の施策が果たした役割も大きいとおっしゃっていました。一方、日本を含めた周辺の国では、こうした状況に対してどう対応していくかということが極めて大きな課題になっています。これは今まで経験したことの無いフェーズだと思います。産業活動はグローバルになっているため、避けるわけにはいきません。しかし、同じ土俵で勝負をしたら不利な状況になってしまいます。そういう意味で、世界全体の中で制度設計をいかに先導していくかを議論する必要があると思います。

日本の中国に対する見方は、私が総長になってからの3年間で、がらっと変わったと思います。そういう点から見ると、日本の学生や優秀な若手研究者がもっと現地に入り込み、現在の中国を知る必要があります。そういう意味での備えがまだ十分でないというのを最近実感しています。特許の面でも関連する課題が多いのではないかと考えています。

そのほか、よろしいでしょうか。

それでは、最後に事務局から何かありますでしょうか。

○今村企画調査課長 活発な御議論、どうもありがとうございました。

林いづみ先生が1年に1回というお話をされておられました。我々も、今日いただいた御意見を庁内でも議論しまして、もう一度皆様にお諮りさせていただいて、議論をいただきたいと思っております。お忙しいところ大変恐縮ではございますけれども、予定では秋、もしくは初冬ごろの開催をしたいと思っております。日程については、また御連絡をさせていただきます。

それから、特許庁はいつでもオープンでございますので、お気づきの点やアイデアがございましたら、ぜひインプットいただければと思います。我々も日々特許庁、特許行政を良くしていこうと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それから、最後に1点だけ、宣伝をさせていただきたいのですが、資料の参考資料4を見ていただけますでしょうか。毎年発行しております「特許行政年次報告書」の本年度版でございます。今週の木曜日に対外的にオープンになります。本日、特別に皆様にご覧いただけるようにいたしました。

今年の特徴は明治150周年ということでございまして、カバーも明治風のカバーにしておりますし、豊田佐吉の紡績機や、内燃機関を初めて積んだ機関車などを載せております。

中身を見ていただきますと、明治時代の特許制度を一生懸命によくしようとされてこられた先人たちの話であったり、第1号の特許、意匠、商標であったりと、こういったものの情報を載せております。

電子ブックということで、今週の木曜日に特許庁のホームページからアクセスできるようになりますので、ぜひご覧ください。紙はまた7月以降ということになります。

それから最後に、議事録に関しましては、また事務局から作成の後、皆様に確認をいただくようにお送りいたします。

以上になります。

○五神分科会長 それでは、本日は活発な議論、どうもありがとうございました。

事務局には、本日出た意見を踏まえて特許庁としての考えをまとめていただいて、次回の分科会でまた改めて議論させていただきたいと思います。日程については、また事務局から御連絡いたします。

それでは、以上をもちまして産業構造審議会第11回の知的財産分科会を閉会とさせていただきます。本日は長時間の御審議、ありがとうございました。

閉 会